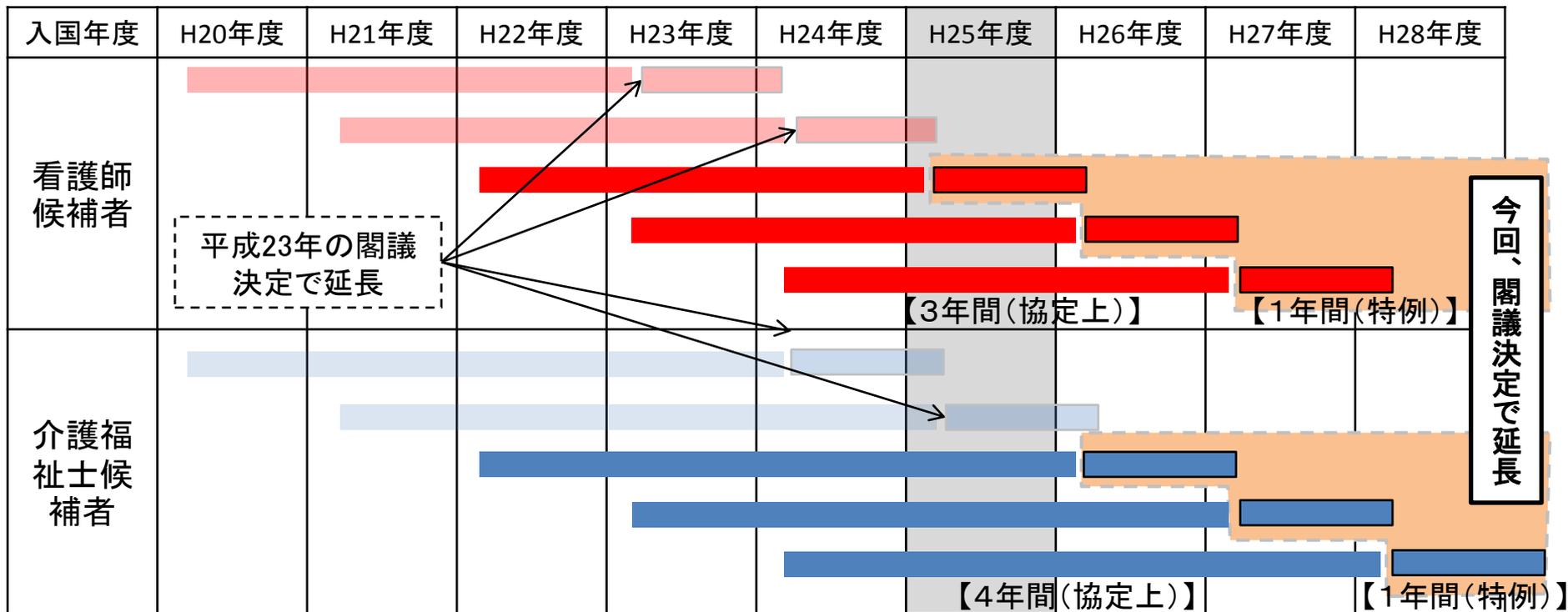


看護師・介護福祉士候補者の特例的な滞在期間の延長について(閣議決定)

○ 現在の水準(6ヶ月)に満たない訪日前の日本語研修を受講したインドネシア人・フィリピン人看護師・介護福祉士候補者(平成22～24年度入国組*)について、日本語研修が十分ではなかったことから、外交上の配慮として、一定の条件で、特例的な滞在期間の延長(1年間)を認め、候補者に、日本での就労・研修を継続しながらの追加的な国家試験の受験機会を提供する。

*訪日前日本語研修を6ヶ月受けている平成24年度入国のインドネシア人候補者を除く



(参考)入国年度別の支援の内容

入国年度	訪日前日本語研修	国家試験に向けた学習支援
平成20年度【延長決定済】	—	施設への巡回訪問、学習教材の作成・配布(21年～)一部のみ
平成21年度【延長決定済】	—	—
平成22年度	—	—
平成23年度	(フィリピン)2・3ヶ月 (インドネシア)3ヶ月	受入施設への補助金交付、Eラーニング(看護)や通信添削指導(介護)、集合研修等の学習支援を本格的に実施
平成24年度	(フィリピン)3ヶ月 (インドネシア)6ヶ月	—
平成25年度	6ヶ月	引き続き、同様の学習支援を実施